

抄録原稿作成方法

抄録原稿は、「研究報告」「実践報告」の種別がある。「研究報告」では、はじめに・目的・方法・倫理的配慮・結果・考察・結論・引用文献とする。「実践報告」では、はじめに・目的・実践内容・倫理的配慮・結果・考察・今後の課題・引用文献（必要時）とする。

1. 本文について

- 1) A4 判横書き，本文は 2 段組み，1800 字程度（図表などを含む），全角 23 字×40 行×2 段，上下左右の余白を 2 cm に設定する。
- 2) 発表者，共同研究者，所属，本文の文字は，10.5 ポイントの明朝体とする。
- 3) 英文およびアラビア数字は半角とする。
- 4) 句読点は，「，（全角）」「．（全角）」とする。

2. 図表の挿入について

- 1) タイトルは表の場合は上に，図の場合は下につける。
- 2) 図表は，白黒印刷で判別できる明瞭なものを作成する。

3. 番号の付け方について

- 1) 以下の順で記載する。

I II III …， 1 2 3 …， 1) 2) 3) …， (1) (2) (3) …， ① ② ③ …

- 2) 引用文献の前に番号はつけない。

4. 構成の項目立てについて

1) 研究報告

はじめに：先行研究で明らかになっている内容をもとに本研究の新規性及び意義を明確に記載する。

I 目的：本研究の目的を明確に記載する。

II 方法：研究方法と分析の両方を記載する。

III 倫理的配慮：研究の過程で行った倫理的配慮を記載する。

IV 結果：事実を客観的に記載する。

V 考察：結果の解釈，先行研究との関連を記載する。

VI 結論：考察から導き出された結論と本研究の限界，今後の看護実践や研究への示唆を記載する。

2) 実践報告

はじめに：実践に取り組んだ背景などを記載する。

I 目的：実践の目的を明確に記載する。

II 実践内容：事例の概要や取り組みの方法を記載する。

III 倫理的配慮：倫理的配慮を記載する。 ※委員会審査等を必須としないが，倫理的配慮に関する記載があること

IV 結果：実践の結果を記載する。

V 考察：結果の解釈，先行研究がある場合にはそれとの関連などを記載する。

VI 今後の課題：課題や展望など，今後の看護実践への示唆を記載する。

以下に、記載例を示す。研究報告（かっこの中は、実践報告）

上下左右余白 2 c m	
表題の文字は 12 ポイント，明朝体，中央揃え	
施設名 ○発表者，共同研究者名（右揃え）	
キーワード（中央揃え）：（5 つ以内「，」で区切る）	
はじめに	
↓ 半角スペース	
I	目的
II	方法（または，実践内容）
• 本文は 2 段組み，全角 23 字×40 行 • 1800 字程度 • 本文の文字は 10.5 ポイント • MS 明朝体とする • 英文字及びアラビア数字は半角	
III	倫理的配慮
IV	結果
V	考察
VI	結論（または，今後の課題）
引用文献（または，必要時）	
上下左右余白 2 c m	

5. 文献の記載について

- 1) 参考文献は記載せず，引用文献のみ記載する。
- 2) 引用文献は引用順に番号をつけ，本文引用箇所の右肩に上付き¹⁾ ²⁾などで示し，抄録原稿の最後一括して引用番号順に記載する。
- 3) 研究及び実践報告を行う上で文献（尺度等）がある出典は必ず記載する。
- 4) 文献の記載方法は，次のように記載する。「，」は全角とする。

【雑誌掲載論文】

著者名：表題名，雑誌名，巻(号)，頁，発行年(西暦年次)。

【単行本】

著者名：書名(版)，発行所，頁，発行年(西暦年次)。

著者名：表題名，編者名，書名(版)，発行所，頁，発行年(西暦年次)。

【翻訳書】

原著者名：書名(版)，発行年，訳者名，書名(版)，発行所，頁，発行年(西暦年次)。

【電子文献】

著者名：表題名，雑誌名，巻(号)，頁，発行年(西暦年次)，アクセス年月日，URL.
発行機関名(調査/発行年次)，表題，アクセス年月日，URL.

※統計，法令等，電子ジャーナルなどを対象とする.

6. 倫理的配慮について

- 1) 個人等が特定されないように配慮する.

例：A 氏，30 歳代，A 病院

- 2) 倫理審査委員会名の表記は原則実名で記載する．ただし，対象者が少なく個人が特定される場合は，実名ではなく，所属施設の倫理審査委員会の承認を得たことを記載する．

- 3) 倫理審査委員会において研究に関する倫理審査を受け，承認を得る．

ただし，倫理審査委員会以外の決定機関（幹部会議，看護部，委員会等）の承認を得ている場合は，倫理審査委員会相当の機関から承認を得たことを記載のうえ対象者から自由意思による承諾を得ていること，不利益を回避するための配慮を実施したことを記載する．

7. 利益相反について

- 1) 利益相反について記載する．

8. 図表等について

- 1) それぞれに通し番号とタイトルをつける．表番号と表タイトルは表の上，図番号と図タイトルは図の下に入れ，センタリングする．
- 2) 図表等は必要最小限の枚数に留める．ただし，図表等が占める割合は論述部分の文字数の半分以下とする．
- 3) 白黒印刷で判別できる明瞭なものとする．

倫理的配慮とその記述に関する留意点

これまで日本看護学会へ応募された皆様の研究を拝見し、共通の課題として以下の4点が挙げられています。ぜひご一読いただき、抄録作成、研究発表および論文作成に役立ててください。

1. 研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べることにについて

◇◆研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし、発表の意義を明確に◆◇

研究課題は看護の実践の現場から生み出された貴重なテーマです。実践のなかからこの研究課題が明らかになった後は、このテーマに関する文献を読み、これまでの先輩研究者たちがどのような研究を残してきたのかをたどっていきます。これは、このテーマにおいてどのような研究が行われてきたのかを知り、何がわかっていて何がわかっていないのか、今、何が問題となっているのかを調べるために行います。これが研究の背景になるものです。そのなかから、自分の研究の位置づけを考えます。研究の背景を知らずに研究を行うことは、同じ研究が繰り返されることになりかねません。これは研究のオリジナリティや研究の価値という側面からみて、問題を含むことになります。

◇◆研究結果が出ているテーマを繰り返すことは、倫理的に問題◆◇

すでに研究結果が明らかになっている研究テーマを再度行うことは、研究対象者に不必要な労力を与えることになり、倫理的に問題があると考えられます。文献検討を行い研究の背景を明らかにする過程で、自分の研究テーマもより洗練されますので、この点について意識して取り組んでください。

2. 「当院」「当病棟」などの表記について

◇◆研究フィールドを特定されない表記に◆◇

当院、当病棟という表現ならびにイニシャルを使った表現は、著者の所属を見ることによって、固有名詞を使っているのと同じことになり、研究フィールドが特定されます。また、同時に当院、当病棟では、どういう種類の病院なのか、病棟なのかは伝わりません。この2つの理由から、当院、当病棟あるいは〇〇病棟といった表記は論文では使われていません。院内発表では、当院、当病棟などの表現は自然であり、病棟の性質も分かっているわけですが、施設を離れた全国規模の発表ですので、以下の例を参考の上、変更してください。

例 「私立総合病院の内科病棟」、地域性の表示がその論文にとって必要であれば「関東近郊の公立病院」、規模が必要であれば「300床の公立総合病院」、役割を伝えたいならば「公立総合病院でその地区の感染症の中核病院」など、論文を理解する上で必要な説明を加えて表記します。

◇◆研究フィールドを特定されない表記であれば、著者の所属が明記されても憶測にすぎない◆◇

このように変更しても、著者の所属をみれば、研究フィールドは特定できるという疑問があるかと思います。研究フィールドはこの病院だろうと読者は思うでしょうが、論文中にフィールドを特定する表現がなければ、それは憶測に過ぎません。研究の対象者ならびに研究フィールドを守る観点から、フィールドの特定を避けることが研究者の責任です。

3. 研究対象者への同意および個人情報の記載について

◆◆研究対象者に研究目的を説明し、自由意思で研究の同意を得たことの記載を明確に◆◆

研究対象者への研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を伝えた上で同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。応募された研究の中には、学生を対象とした研究もあり、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば入院中に病棟の看護ケアの質評価を、無記名で依頼を行っても、入院中の患者が自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に行ったり、担当科目の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにつながります。

◆◆適切に判断ができない状態の対象者の場合は、代理人もしくは倫理委員会等で承認を得たことを記載◆◆

研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合には、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。

◆◆研究対象者に含めるべき人々を明確にし、同意を得たことを記載◆◆

研究対象者に含めるべき人々を明確にします。看護師へのインタビューを行った研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得ておく必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には家族もしくは病院の倫理委員会等で承認されることが必要です。また過去のデータを分析する場合にも、可能な限り研究対象者からの同意を得ますが、それが困難な場合には病院の倫理委員会等での同意が必要となります。

◆◆研究対象者の個人情報は特定されない表記に◆◆

データの解釈に必要な研究対象者の情報は記載が必要です。しかし、それ以上の不必要な個人情報を論文で公表することは避けなければなりません。たとえば、入退院年月日、通院期間の年月日、名前のイニシャルなどです。公表するということは、誰でも読める可能性があるということです。対象者である患者さん自身が読んだとき、対象者となった看護師がそれを目にしたとき、これは自分だとわかることを避けます。

例 イニシャルや明確な年月日は、誰のことかわかる可能性が高いので、Aさんあるいは事例1に変更し、年月日については期間（発症から〇〇ヶ月など）で表現するなど、工夫して表記してください。

◆◆結果に関係しない個人情報は省く◆◆

結果に関係しない情報は、論文には書きません。どういう対象者から集めたデータかを把握するために必要な情報か、結果の解釈に必要な情報か、の2点が記載するかどうかの判断基準です。年齢、性別、病名以外の個人情報に関してこの2点から見直して、不必要なものは削除してください。研究対象者の保護は、研究倫理の中で重視されていることの一つですので確認をお願いします。

4. 引用文献と参考文献について

◆◆引用文献の記載は適切に◆◆

論文中に先行研究として活用する文献は引用文献です。例えば、「既に山田ら¹⁾が指摘しているように」あるいは「この結果は山田ら¹⁾とは異なり、〇〇の点で特徴があった。」等、文章そのものを引いていない場合でも、論文全体を引用文献として扱います。文章をそのまま引く場合も、引用文献になります。引用文献は、引用順に番号を付し、論文の最後にリストにして記載します。参考文献は、引用はしていないがその論文を書くのに不可欠だった文献という意味です。論文を書くときは、引用文献のみにするとすっきりしますので、この点を心掛けて論文をお書き下さい。

◆◆孫引きではなく、原典から引用を◆◆

A氏の論文の中に引用されているB氏の意見を引用したい場合は、A氏の論文の文献リストからB氏の論文を探し、B氏の文献を自分で読んでから引用してください。

香川県看護協会抄録選考基準【研究報告】

項 目	内 容	要修正
表 題	内容を適切に表現している	
目 的	この研究により何を明らかにしようとしているかが明確である	
	研究の意義が明確である	
	文献検討が適切である	
方 法	研究方法は研究目的・目標達成を達成のために妥当である	
	研究対象は適切である	
	データ収集方法および手順を示している	
	分析方法は妥当である	
倫理的配慮	個人が特定されないように配慮している	
	倫理審査委員会において研究に関する倫理審査を受け、承認を得ている。ただし、倫理審査委員会以外の決定機関（幹部会議、看護部、委員会等）の承認を得ている場合は、下記のすべてを満たしていることを示している ・対象者(又は代諾者)から自由意思による研究ならびに発表の承諾が得られている ・対象の不利益が生じないように配慮している	
結 果	研究目的にそった結果を示している	
	事実を客観的に示している	
考 察	得られた結果に基づき解釈している	
	研究目的にそった考察で一貫性がある	
結 論	考察から導き出された結論と本研究の限界が記載されている	
	今後の看護実践や研究への示唆が記載されている	

総合判定

採 択	抄録選考基準すべてが適切である
保 留	抄録選考基準の指摘内容について抄録を修正し、再提出する
不採択	方法と結果に著しい問題がある
	研究倫理に問題があるものや倫理的配慮に関する記載が全くない
	看護実践に意味ある事実や知見がない

香川県看護協会抄録選考基準【実践報告】

項 目	内 容	要修正
表 題	内容を適切に表現している	
目 的	目的、動機が明確である	
	文献を引用している場合、文献検討が適切である	
実践内容	実践内容（手順や過程）が示されている	
倫理的配慮	個人が特定されないように配慮している	
	倫理審査委員会において実践報告に関する倫理審査を受け、承認を得ている。ただし、倫理審査委員会以外の決定機関（幹部会議、看護部、委員会等）の承認を得ている場合は、下記のすべてを満たしていることを示している ・対象者(又は代諾者)から自由意思による実践報告ならびに発表の承諾が得られている ・対象の不利益が生じないように配慮している	
結 果	事実を客観的に示している	
考 察	得られた結果に基づき解釈している	
	目的から結果・考察までに一貫性がある	

総合判定

採 択	抄録選考基準すべてが適切である
保 留	抄録選考基準の指摘内容について抄録を修正し、再提出する
不採択	方法と結果に著しい問題がある
	倫理的に問題があるものや倫理的配慮に関する記載が全くない
	看護実践に意味ある事実や知見がない